

道路特定事業計画書

【宇都宮駅・東武宇都宮駅周辺地区】

交通バリアフリー基本構想に基づく道路の事業計画

平成16年7月

栃 木 県
宇 都 宮 市

はじめに

諸外国に例を見ない急速な高齢化の進展，また障害者が障害のない人とともに社会参加できる「ノーマライゼーション」の理念が浸透する中，平成12年11月に，「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称：交通バリアフリー法）が施行されました。

宇都宮市では，高齢者や障害者を含むすべての人が，自分の意志で自由にかつ安全に移動できる環境を確保するため，法第6条に基づき交通面のバリアフリー化の指針となる，「宇都宮市交通バリアフリー基本構想」を平成15年5月に策定いたしました。

この基本構想では，「JR宇都宮駅」と「東武宇都宮駅」の2駅を特定旅客施設として位置付け，この2駅を中心として，公共施設や病院などの主要な施設を含む地域を「重点整備地区」，また，これらの施設までの経路を「バリアフリー化を推進すべき経路」として位置付け，公共交通事業者，道路管理者，公安委員会等が互いに協力して重点的に移動円滑化を推進していくことが定められております。

この度，この基本構想に基づき，重点整備地区内のバリアフリー化を推進すべき経路についての道路特定事業計画を作成いたしました。

今後は，道路管理者（栃木県・宇都宮市）がこの計画に基づき，計画的に整備を行い，安全で快適な歩行空間の確保を図り，すべての人にやさしいまちづくりを積極的に進めてまいります。

平成16年7月

栃 木 県
宇 都 宮 市

目 次

- 1 . 重点整備地区の概要 P 1
- 2 . 歩行空間ネットワーク整備の基本方針 P 2
- 3 . 歩行空間ネットワークの配置計画
- 4 . 歩行空間ネットワークの整備計画 P 3
 - ・ 道路におけるバリアフリー整備の考え方 (県管理)
 - ・ 道路におけるバリアフリー整備の考え方 (市管理) 1 / 2
 - ・ 道路におけるバリアフリー整備の考え方 (市管理) 2 / 2
- 5 . 路線別 (特定経路) 事業計画 P 6
- 6 . 路線別 (特定経路以外) 事業計画 P 1 4
 - ・ 事業内容総括表
 - ・ 整備スケジュール (栃木県)
 - ・ 整備スケジュール (宇都宮市 1 / 2)
 - ・ 整備スケジュール (宇都宮市 2 / 2)